

会議録

令和2年度 第1回 (仮称)新潟市文書館運営協議会 会議録

日 時： 令和2年10月1日(木) 午後2時～午後4時

場 所： 新潟市役所本館6階 講堂

出席者： (仮称)新潟市文書館運営協議会 委員

伊藤委員、金子委員、田中委員、中村委員、早川委員、原委員、渡部委員

(五十音順)

事務局

遠藤課長、松本課長補佐、廣野課長補佐、長谷川主幹、高橋主査、山貝副主査
袖山課長補佐、渡邊主幹、騰川副主査

1 開会

(事務局)

ただいまより、第1回(仮称)新潟市文書館運営協議会を開催いたします。

本日、進行を務めます、歴史文化課の廣野と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

まず、委員の皆様を確認をさせていただきますが、本日、傍聴の記者の方から写真撮影のご要望を頂いております。ご了承いただけますでしょうか。

ありがとうございます。特に反対はないようですので、これより写真撮影を可能といたします。

開催にあたりまして、新潟市文化スポーツ部長の長浜よりごあいさつ申し上げます。

2 文化スポーツ部長あいさつ

(文化スポーツ部長)

皆様、改めましてこんにちは。文化スポーツ部長を務めております、長浜裕子と申します。

本日は皆様、お忙しい中、このようにお集まりいただきましてありがとうございます。

今回は、早川委員がリモートでご参加ということで、コロナの発生以来、こういった会議も日常化してきたなど感じております。コロナは、文化政策全体に、非常に大きな影響をもたらしました。皆様もご承知かと思えますけれども、一時はほぼすべてとっていいほどの活動といたしますか、事業といったものが全部中止、あるいは延期というようなことで、ほとんど火が消えてしまったような状態になったところでございます。今、再開に向けて、いろいろやっているとありますが、なかなかもとには戻りきれない。ただ、そういう中でも、私どもの施設の歴史博物館みなとびあにつきましては、9月の状況を見ますと昨年度よりも30パーセントくらい入館者が増えたというようなことで、少しずつ戻ってきているのかと。部分的には、やはりそういったものに渴望していた方たちが動き始めたのかということも感じているところでございます。これは少しうれしいニュースかなと思っております。

こういう中で、今回、文書館の運営協議会ということでございます。これは、平成25年度に(仮称)新潟市文書館整備基本計画を作りまして、歴史的に重要な公文書などを保存、活用

するための施設ということで、その計画に基づいて整備を今、進めているところでございます。また、建物、ハードを作ればいいということではなくて、文書をしっかり保存、活用して、適切に運営していくということで初めて生きてくるものですので、並行しながら公文書管理条例とあって、文書そのものをどうしていくのかということにつきましても、本市の総務部門で準備を進めているという状況でございます。

皆様方は、すでに重々ご承知のことと思いますけれども、文書館につきましては、歴史的な公文書を適切に保存して、利活用する拠点としていくということで、将来の市民にとっても重要な施設になってくると。今の市民のため、そして将来の市民のための施設であり、その役割を果たしていく必要があるものです。今そして未来の人たちに説明責任を果たしていくための施設になると考えております。

本日は、この概略につきましてご説明申し上げまして、皆様方から率直な意見等をお伺いして、よりよいものにしてまいりたいと存じますので、どうぞよろしく願いいたします。

3 出席者紹介

(1) 委員紹介

(事務局)

部長あいさつでございました。

次に、皆さんお手元の資料ですが、これからご説明していく折々、中身の資料 No. ということでご説明申し上げますので、もし乱丁落丁等ありましたら、その都度、お申しつけいただければと思います。ですので、事前の確認は省略させていただきます。

次に、本日の会について、簡単にご説明申し上げます。まず、当協議会は、いわゆる審議会といったものではなく、また答申を皆様から頂くという位置づけのものでもございません。委員の皆様から自由にご意見等頂きまして、今後の参考にさせていただくという性質のものでございますので、その点、ご承知おきください。

なお、この会の開催に関しまして、会議録等を作成いたします。こちらは情報公開の対象になりまして、また市のホームページには会議概要を後日、掲載する予定でございますので、こちらをあわせてご承知おき願います。

引き続き、今度は委員の皆様のご紹介を申し上げます。まず、私から五十音順でお名前等を読ませていただきます。

新潟シティガイド新潟市歴史博物館ガイドボランティア、伊藤恭子様。

文書館の立地いたします新潟市北区太田地区より元太田小学校校長、金子玲子様。

筑波大学アーカイブズ助教、田中友香理様。

新潟大学人文学部准教授、中村元様。

東洋大学副学長法学部教授、早川和宏様。先ほども申し上げましたが、本日、新潟市東京事務所からのリモート参加ということでございます。

続きまして、新潟大学人文学部教授、原直史様。

新潟日報社編集局報道部部長兼論説編集委員、渡部麻里子様。

以上、7名の委員の方になります。

ここでご説明ですが、本日、会場の広さということを考えまして、マイクを利用させていただいております。後々委員の皆様からのご発言もワイヤレスマイクをお回ししますので、リモ

一トの関係で普段よりややゆっくりめでお話しいただきますと、非常に聞こえがいいということです。技術上、そういうことですので、ご不便をおかけいたしますが、ご協力をよろしく願います。

今回、初めての顔合わせの機会ということでございますので、委員の皆様から一言ずつ自己紹介をしていただきたいと思います。先ほど、ご紹介した五十音順で、まず伊藤様から願います。

(伊藤委員)

私、伊藤恭子と申します。このたびのご選出、ありがとうございます。とても名誉に思っております。

私は、新潟市歴史博物館みなとぴあ、旧齋藤家別邸、それと江南区にございます北方文化博物館で解説のボランティアをさせていただいております。また、新潟シティガイドに参加しております、ガイドをして新潟市の歴史、それと古文書等に興味を持ちました。歴史文化課で毎年秋に4回開催されております歴史講座を、お客様に説明するときの参考にさせていただいております。古文書は、申し訳ございません、まだ学びはじめて数年というところでございすけれども、早期の文書館の設立を強く望んでいた一人でございます。一般市民として素朴な発言ができればと思っておりますので、よろしく願います。

(金子委員)

ごめんください。遅れてしまって申し訳ありません。時間が読めなくなってしまって、退職してうん年になります。すみません。

太田小学校のすぐ近くに住んでおります、金子玲子と申します。何のお役に立てるか分かりませんが、できる限り地元の仕事をさせてもらいたいと思います。よろしく願います。

(田中委員)

筑波大学から参りました、田中友香理と申します。よろしく願います。

専門は日本近代史なのですが、今回、アーカイブズ学の専門ということで参加させていただきました。新潟県とはかかわりがございまして、新潟市ではないのですが、燕市の長善館史料館の資料整理などを担当させていただいております、すごく私は新潟のことを愛していますので、今回の条例の協議に参加させていただけるのは光栄だと思っております。よろしく願います。

(中村委員)

はじめまして、新潟大学人文学部の中村と申します。専門は日本近現代史の中でも都市史というジャンルで研究を行ってまいりました。従来は、東京の八王子などの研究をやってきましたのですが、最近はやや都市新潟の研究もしようかなということで着手をはじめております。どうぞよろしく願います。

(早川委員)

リモートで失礼いたします。東洋大学の早川と申します。

私、分野で言いますと行政法という科目になるのですが、行政法の中でも情報公開、公文書管理、個人情報保護などを専門としております。

新潟市も文書館がいよいよ動き出すということで、とても楽しみにしておりますので、どうぞよろしく願います。

(原委員)

新潟大学人文学部におります原と申します。

専門は、日本の近世史江戸時代の歴史が専門なので、こうした一般のといえますか、行政文書というよりは古文書の形で、こうした文書館等はかかわりを持つかなと思っておりますけれども、いずれにしても地域の宝を今後、長く残し、活用していくための素晴らしい施設設備ができていくことを願ってやまないところでございます。よろしくお願いいたします。

(渡部委員)

新潟日報の渡部と申します。よろしくお願いいたします。

新潟日報では、文化面を担当させていただいております。文書館については素人なのですが、まちなかのちょっとした史跡みたいなことに関する取材などは、知っている方が少なくて意外と難航することがありまして、そういったことが一元的に管理できるような施設ができればありがたいのかなと感じております。よろしくお願いいたします。

(2) 新潟市(事務局) 紹介

(事務局)

委員の皆様方、ありがとうございました。

次に、事務局の紹介をいたします。先ほど、ごあいさついたしました、文化スポーツ部長の長浜です。

(文化スポーツ部長)

どうぞよろしくお願いいたします。

(事務局)

続きまして、歴史文化課長の遠藤です。

(歴史文化課長)

歴史文化課長の遠藤でございます。よろしくお願いいたします。

(事務局)

同じく歴史文化課の松本と申します。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

(事務局)

歴史文化課歴史資料整備担当の長谷川でございます。よろしくお願いいたします。

(事務局)

同じく歴史文化課歴史資料整備担当の高橋と申します。よろしくお願いいたします。

(事務局)

同じく歴史文化課歴史資料整備担当の山貝と申します。よろしくお願いいたします。

(事務局)

以上、事務局の自己紹介ということでございました。

大変申し訳ございませんが、部長の長浜につきましては、公務の都合により、ここで退席させていただきます。よろしくお願いいたします。

(文化スポーツ部長)

申し訳ございません、よろしくお願いいたします。

4 会長、会長代理の選出

(事務局)

なお、本日、公文書管理条例の担当課であります総務部総務課の職員も出席させていただいておりますので、ここにご報告申し上げます。

続きまして、次第に進んでまいりますが、会長、会長代理の選出に進ませていただきます。(仮称)新潟市文書館運営協議会開催要綱第5条第1項では、本会には会長、会長代理を置き、会長は互選で定めることとしています。委員の皆様、まず会長の人選にかかるご提案等いかがでしょうか。

(中村委員)

事務局に一任してよろしいのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

(事務局)

ただいま、中村委員より事務局一任との声を頂きました。

(事務局)

ただいま事務局一任というお話がございましたので、大変恐縮でございますけれども、私ども、事務局から提案をさせていただいてよろしいでしょうか。

では、大変恐縮でございますけれども、会長には新潟大学人文学部の原教授にお願いしたいと思っておりますが、よろしければ拍手でご承認をお願いいたします。

(事務局)

ありがとうございます。それでは、委員の皆様全員のご承認があったようですので、原会長、恐れ入りますが、席のご移動をお願いいたします。

以降の進行を原会長にお任せいたしますが、ひとことまた改めてごあいさつをお願いいたします。

(会 長)

改めまして、ごあいさつ申し上げます。どのようにやっていけるか分かりませんが、微力を尽くしたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

(事務局)

原会長、引き続き、議事をお願いいたします。

(会 長)

それでは、議事を引き続きたいと思いますけれども、会長代理の選出が議事の4の会長の選出、会長代理の選出とあって、会長代理を選出いたしたいと思っております。委員の皆様、代理に関しての人選にかかわる提案等いかがでしょうか。

(中村委員)

会長一任でよろしいのではないのでしょうか。

(会 長)

ただいま、会長に一任を頂くというご意見を頂きましたが、皆様それでよろしいでしょうか。よろしければ、拍手でご承認いただきたいと思っております。

ありがとうございます。では、東洋大学の早川先生に会長代理をお願いしたいと思っておりますが、いかがでございますか。拍手でご承認いただきたいと思っております。

それでは、ありがとうございます。早川先生もよろしいでしょうか。

(早川委員)

リモートで大変申し訳ありませんが、謹んでお引き受けいたします。よろしくをお願いいたします。

(会 長)

それでは、引き続き、ひとことごあいさつをお願いいたします。

(早川委員)

新潟市におけるこういった歴史的な文書の保存の動きなどについては、10 年以上前でしょ
うか、研修などでお話をさせていただいたこともあるなど、長くおつきあいをさせていただい
ております。歴史的な文書はどうしても地域性というものがとても強く出ますので、新潟市に
とってよい文書の残し方というものを皆さんと一緒に考えていくことができればと思っており
ます。どうぞよろしくをお願いいたします。

5 事務局説明、質疑応答・意見交換

(1) (仮称) 新潟市文書館の概要について

(会 長)

早川先生、ありがとうございます。

それでは、次の第5、事務局説明、質疑応答・意見交換というところに入っていきたいと思
います。

はじめに(1)(仮称)新潟市文書館の概要について、事務局より説明をお願いいたします。

(事務局)

新潟市歴史文化課歴史資料整備担当の長谷川でございます。

私からは、(仮称)新潟市文書館の概要について、実は、これまでオフィシャルに文書館の
お話をする機会が全くなかったということもございますので、今日のところは新潟市に文書館
ができるまでの経緯。それから、平成 25 年に策定しました(仮称)新潟市文書館基本整備計
画の内容、これが基本になりますので、その内容。そして、現在、改修工事を行っております
(仮称)新潟市文書館の施設概要について、説明させていただきます。

それでは、パワーポイントの資料を使いまして、説明をさせていただきます。一番目、最初、
新潟市のアーカイブズということで、まさに新潟市文書館の設置計画とその経緯ということで、
お話をさせていただきます。

この写真ですが、2月まで隣の白山浦庁舎の1階にございました歴史文化課の中に設けてお
りました歴史資料整備担当の閲覧室と書庫です。ここで、後でまたお話ししますが、平成
13年から文書館の機能をもうすでに持って、一般の市民に閲覧や資料の公開業務を行って
きたというところです。

それでは、この文書館を作るにあたりまして、その前提として、今、私どもがどんな仕事
をしているかということを見ていただくことが必要かと思っておりますので、そのところからお話を
させていただきます。

歴史資料整備担当は、現在、職員が9名です。正職員は先ほどあいさつさせていただきました私と高橋と山貝でございます。そのほかに会計年度任用職員が4名おりまして、2人は歴史
の専門の人間です。もう2人は中学校で社会科を担当された校長先生がいらっしゃいます。そ
れから、事務方再任用職員として、横越公文書分類センターの担当ということで、更正図等の
整理を行う職員が2人おります。主な業務内容は「新潟市歴史的な文書利用要綱」に基づきまし
て、平成 13 年から文書館機能の業務を行っております。基本的には、毎年たくさんの資料が
寄贈されたり、移管されてきますので、そういった資料整理を行うとともに、歴史文化課の課

内の部屋で公開を行ってきたという歴史がございます。

年間の仕事としては、まず公文書分野、文書館の話で一番重要視される公文書の分野ですけれども、本市では平成6年から市役所全庁の廃棄文書の中から評価選別作業を行い、「引継ぎ公文書」を保存しております。現在で言う歴史公文書にあたるわけですが、それを保存して活用、公開しております。それから、公文書の仕事としましては、市内6か所の公文書分類センターで全庁の長期保存文書、これは10年以上、平成23年度以前に作成された文書に関しては、保存年限が10年以上のものです。平成24年以降に作成されたものについては30年保存のもの。いわゆる一番長く管理するものについて、収蔵管理しております。先ほど申しましたが、横越公文書分類センターにおきまして、更正図・土地台帳といった公図類を整理・保存しまして、閲覧公開を行っております。

新潟市の文書管理関係としては、現用文書は総務課というところが担当しております。歴史文化課は歴史的に価値のある公文書を引き継いだ後、管理するとともに、地域の歴史資料の調査ですとか、(地域の歴史資料の)保存・活用ですとか、そういったことを行っております。

現在の新潟市の公文書の範囲でございますが、保存年限として1年、3年、5年、10年、30年、それから長期保存文書とございまして、これらは現用の扱いになり、公文書管理条例ができるまでは、新潟市の文書規程が適用されております。これが評価・選別されて、歴史的価値を有する文書として、歴史文化課の所管になりますと「歴史的文書等利用要綱」が適用されて、市民に公開できているということでございます。

現在は、現用文書が作られまして、保存年限が期限満了になりますとそのまま現用として延長するか、あるいは非現用にするかという判断が原課のほうでありまして、非現用になったもの、廃棄対象になったものについては、歴史文化課による歴史的文書の判別、つまり評価・選別という作業を行いそこにいる、いらないを決めまして、歴史文化課が引き継いだものについては、歴史的公文書として保存して活用しているということでございます。

現在、どんな状態で保存されているか。歴史文化課の書庫の一部でございます。段ボールに入っているものが、すべて古いものですが、右側が評価・選別して引き継ぎました歴史公文書です。左側は、新潟市の公文書の基本になるものと思っておりますけれども、明治からいろいろ大火など災害をくぐり抜けて残ってきた新潟市役所文書の一部でございます。これももともとは公文書でございますので、公文書であり、歴史的な価値を持つ基本的なものとして、本市の重要な資料になっているところです。

次に6か所の公文書分類センターで保存している長期保存文書は、このような状態で保存しております。これらの文書は原課に所有権がありますがこれらに関してはすべて目録を作りまして、庁内利用に供するとともに、公文書分類センターの文書の出入りをチェックして、適切に資料が管理されるようにしています。右側の画像は岩室センターというところのものでございますけれども、図面類の様子を撮っております。

横越の公文書分類センターでは、全部巻物で明治期の一筆図ごとの土地の更正図を取り扱っています。これは非常に重要な資料でございまして、今の土地は昔どういう土地だったかということを見に来られる方がたくさんいらっしゃいます。その基になる土地台帳は、整理されて左側のほうの中性紙のところに入っています。これも重要な閲覧アイテムの一つということでございます。これは公文書の分野です。

歴史文化課の大変重要な仕事が古文書の分野です。新潟市史編さん等の歴代の市史編さん業

務等で調査してきた市域の古文書資料について、寄贈されたものについては整理して、目録を作成して、保存して公開しているということ。それから、市域が合併して大変広くなりましたが、全域が対象になりますけれども、市域全体の古文書がどのように残っているか。過去に調査したものが今、どうなっているかということについて資料の所在確認調査を業務として行っております。これらの基の考え方として、県内で踏襲されてきましたけれども「現地保存主義」といいますけれども、持っている方の大事にしたい気持ちを大切に、何でも収集して市が持つのではなくて、できるだけ借りてきて、写真やマイクロ撮影をして、資料は所蔵者にお返しし、所蔵者になるべく自分の手元で持っていたい間は持ち続けられるように支援していくということ。こういうことをやってきたということです。

実際、収蔵庫の中では、古文書は左のように中性紙の箱に入っております。

それから、今、もう一つ大事なことは、マイクロで撮ったものは紙焼きの簿冊にしまして、これで閲覧してもらっております。ですから、現物が傷む可能性があるものなどは、なるべく現物に触らなくてもいいように、複製簿冊による閲覧という形で仕事をしてきたということです。

この考え方の根底には、新潟市の現地保存の原則で「保存なくして利用なし」という言葉がございまして、地域の資料はできるだけ現地で保存するということです。（新潟県では）新潟県史を1980年代に編さんしましたがけれども、その調査で県外にたくさんの資料が流出していたということがわかりました。これはいかんということで、新潟県立文書館が開館しました1992年から県立文書館とともに資料所在調査を行ってまいりました。そういったことで、県と市町村と現地所蔵者のネットワークで資料保存をやっていこうということをして新潟の取組として行ってまいりました。ただし、現地保存というのはそのまま残しておけばいいということではないのです。今、ある環境や状態をそのままにしておくわけではなくて、一旦整理して、きれいに返却してあげる。それで所蔵者のところで保存するということです。これは、整理とは内容を分かるようにして、価値を明らかにしてあげるということです。結局、整理しないと、時間の経過とともに、汚いものやよく分からないものとして捨てられてしまうわけです。

これを防ぐためには、整理ということは大事だということで取り組んでまいりました。特に所蔵者との関係を重視してやってまいりまして、このような形で確認調査、寄贈等の調査もやってまいりました。

その結果、現在、新潟市の所蔵件数は、目録件数なので大小ありますが、50万件を超えております。これは自治体の所蔵資料としては全国有数の分量だと思います。このように歴史的価値、公文書もそうですし、古文書もそうですし、その他行政刊行物や写真類などを含めまして、今、50万件を持っているということでございます。ですから、これを何とか文書館というところを作って、適切に管理していきたいというのが永年の懸案であったということでございます。

そして歴史編さんの仕事です。これは、「新潟市」という自治体の過去・現在・未来を見据えた位置、立ち位置を明らかにしまして、市民に新潟の成り立ちや文化的な特徴などの歴史的な魅力を伝えるという役割でございまして、平成の合併や政令指定都市になった後も同様であります。

現在では、新しい新潟市と各区の歴史も大切ということで、毎年の仕事として、このように「新潟市歴史資料だより」というものを発刊しております。今、年間1回になってしまったの

ですけれども、これを毎年、出しているということと、近年の仕事としましては、平成 27 年に『新潟市のあゆみ』というものの増補改訂版というものを作りまして、これが政令指定都市後の新潟市の通史と各区の歴史ということで、私どもで新しく書き下ろしました。それを基にしまして、(各区を対象に)「新潟市のあゆみ講座」というものを作ってまいりました。

ところで新潟市の編さんの歴史というのは、大変古い歴史がありまして、実は大正から始まるのです。歴史文化課はその流れを汲むのですけれども、大正の『旧版新潟市史』から現在に至るわけです。

大正年間、新潟築港記念として編さんした『旧版新潟市史』は、「大正期の変貌から当時の歴史を明らかにし、将来の指針を定めるべし」と。つまり、みなとまち新潟の歴史は港湾を中心とした新潟市の歴史というものが基本であるということで作られたものです。

戦後になりますと、災害とともにこれまでの新潟市のあゆみを見直すという作業が行われました。大火の後、前後に、戦後ですけれども、『新潟市政進展史』といういわゆる市の政治制度史がすでに昭和 30 年代に作られていたということ。それから、新潟大火という大変大きな火災がありましたけれども、これを踏まえた大火の後には、大火の記録集をきちんと編さんしている。新潟地震の後も、やはり「新潟地震誌」というものを編さんしていると。こういった歴史が新潟市の私どもの先人のところにはあったと。

この大事な話ともう一つ、『新潟市町村合併の歴史』というものが通史編 4 編、史料編 5 編、昭和 47 年から昭和 61 年にかけて作られたのですけれども、大事なこととして、時の渡辺浩太郎市長がこんなことを言っています。

「新潟市の歴史と発展は、新潟町とこれに合併された町村の歴史の発展が集積されたものであると。新潟町に歴史があるように、他の地区にも歴史がある。それが合併と同時に忘却され、記録として残らないことがあってはならない。」と、合併された旧町村の歴史編さんを新潟市が行い、資料調査を行ってそれを基にして新潟市史が作られたと。これは全国的に見ても画期的なことです。どこもやっていません。ですから、やはり合併で大きくなってきた新潟市の特徴というものが、ここでも大切にされてきていまして、町村の歴史を含めて大きくなってきた新潟市をその都度、考えていかななくてはいけないということで、こういう編さんの歴史があるということです。

『新潟市史』の後には、市民向けのもので作られるようになりまして、新潟市史のテーマ別小冊子という形で『新潟歴史双書』、『新・新潟歴史双書』という形で作られてまいりました。例えば「新潟湊の繁栄」ですとか、「白山公園あたり」ですとか、「新潟の地名と歴史」ですとか、いろいろなテーマで作られてきたということです。

新潟市の文書館について市史の編さんの段階から考えられておりまして、平成 6 年の段階で公文書館の建設がすでに検討されはじめておりました。時の課長が「市史にいがた」の文章で述べております。そのころから公図や編さん資料の一部が執務室で公開され、平成 10 年に新潟市史の編さんが終了しまして、翌年、歴史文化課に変わるのですけれども、その後、平成 13 年に、先ほど申し上げましたように、「新潟市歴史的な文書利用要綱」の制定をしまして、文書館機能を持つようになり、所蔵資料の公開が始まりました。この当時の考え方としては、(全国的に)まだ「文書館」という施設は少なかったもので、まず(文書館)機能を持ってから施設へ、という考え方を打ち出したのですが、全国的には展開することができず、(機能を持ってしまったが故に)館施設ができるまでに大変時間がかかってしまいました。

それを受けまして、平成 25 年「(仮称)新潟市文書館基本整備計画」の策定が進められたということです。

新潟市の文書館は、この後、整備計画を少しお話ししますが、既存施設の有効活用ということが前提になりました。新築ではなく、既存施設を有効活用して文書館というものを作ろうという話になっていまして、施設計画としては、候補地として 8 か所検討いたしまして、ようやく 8 か所目である北区太田小学校の活用が決まって、文書館の計画がやっと進んだというところなんです。

文書館についての考え方だけお話しさせていただきます。

設置目的としては、行政経営の基礎となる公文書や、「新潟」という地を理解するための地域史料等を、市民共有の知的資源として保存する。市民が資料に触れることを通じて地域の営みを知り、市政を検証できるようにする。公文書管理法を踏まえた書き方でございますけれども、こういった形の設置目的となっております。

では、全国では今、どうなのだというところですが、県内には図書館に併設されまして、県立の文書館が女池のところがございますが、全国の政令指定都市の中ではどうかといいますと、20 のうち 8 つの都市で館が設置されております。このうち、公文書管理条例を設置している自治体は 4 つ。札幌、相模原、名古屋、大阪なのですけれども、国の公文書管理法ができた後の設置自治体としては札幌、相模原に次いで、仙台と競っているところでありまして、一応、新潟市が 3 番目ということで今、進めているということでございます。

対象となる資料は、本市の場合は、公文書だけではございません。歴史公文書とともに、古文書等の地域史料、昔の土地台帳や公図、絵図、古地図や歴史を伝える写真などの歴史資料全般を対象としております。

文書館の基本目標としては、歴史公文書の保存による行政情報の共有と説明責任の具現化ということです。地域の歴史・文化遺産の継承と地域文化の発展への寄与。調査研究に基づいた歴史情報の発信と市民支援体制の構築。難しく書いていますけれども、もう少しやさしく言うと、4 つの基本機能で、この目標を達成していこうということです。

資料保存、調査研究活動、歴史編さんと情報発信、資料・歴史資料の公開・提供です。

一番上の資料保存、先ほど申しましたけれども、原則として、保存なくして利用なしという考え方です。歴史公文書も地域の資料も歴史資料も、同等に扱うということが基本でございます。

調査研究ですけれども、新潟市の歴史は、まさに地域の古文書の分野、公文書の分野、全体としての編さん分野を貫きます地域史の研究。市の制度ですとか、市の政治史の研究です。市政史の研究。それから、管理にかかわる資料保存管理研究。こういったものを土台にしまして、保存活用、新しい活動を立ち上げまして、新潟市の歴史情報のシンクタンクになるようにということを目指してやっていきたいと考えています。

編さんとしては、やはりこれまでいろいろな形で編さんをやってきましたけれども、市民の期待にこたえる新しい歴史編さんの形と方法を考えていく必要があるだろうということです。一つは、公文書の時代でございますので、やはり歴史公文書を活用しました現代史の編さんというものが、これから多分、必要になってくるだろうと考えています。それから、文書館は昨年、今までと違うのは、やはり展示ということが重要視されておりますので、展示もきちんとやらなければいけない。展示をすることで皆さんにいろいろな形で情報提供していきたいと思

います。それから、新潟市ではずっとやってまいりまして、市民からも支持を頂いていますけれども、古資料が語る新潟の歴史等の歴史講座をさらに充実させていきたいということです。ゆくゆくはこれからですと、市制施行 150 周年記念時に政令市としての「新・新潟市史」が刊行できればいいなと大きな目標を持って、進めていきたいと考えます。

資料公開と提供ですけれども、一つは、歴史情報の公開と活用の促進ですけれども、今、文書館の準備でも目録検索システムを新しく稼働させる。デジタルアーカイブズを何とかしなくてはだめだろうということで、全国に発信しながら、また全国の情報を手にしていくということは考えております。文書館の仕事として、実は非常に重要な仕事でして、毎年のように、今日も何件かあったのですけれども、充実した資料相談（レファレンス）サービスです。調査研究がないとできません。この蓄積をベースにしまして、市民・組織の求める状況に適切に、丁寧に相談して、ここに聞けば新潟の歴史のことは分かるということで、対応していきたいと考えております。

あと施設計画です。

設置場所は新潟市北区ですけれども、最寄りの黒山駅から徒歩 10 分ちょっとです。スケジュールとして今、改修工事に入っていますけれども、昨年度、基本・実施設計ができて、改修工事を始めたところです。来年度に開館したいということで準備をしているところです。

施設の中身はこんな形です。3階建てで、1階の入ったところに閲覧室がありまして、閲覧室と講座室です。あと1階には特別収蔵庫と写真、マイクロフィルムなどたくさん持っておりますので、「低温管理室」という部屋を特別に設けました。あとは資料の調査室等が1階にはございます。2階、「資料公開室」となっているところが、いわゆる展示スペースになる予定です。あとご覧のとおり、文書収蔵庫というのがほとんどですけれども、これでも入りません。ほかの新しい文書館と違いまして、満杯状態で、なおかつ全部入らないという状態で（文書館を）稼働するということになりませんが、新しく文書収蔵庫を備えた施設ができるということで、大変喜んでいるということでございます。

簡単に言いますと、1階は閲覧・収蔵・整理・講座機能。2階は公開・収蔵機能です。3階は収蔵機能を持つ施設です。

これを踏まえた、開館後の業務としましては、資料公開。一番大事な部分は資料閲覧・複写サービス、調査相談。あとは今までやってきました講座。講座はもう少し拡充したいと思っています。それから、今後、展示はやっていかななくてはいけないということと、折を見て、また新しい歴史編さんを検討していかななくてはいけないと考えております。私からの説明は以上でございます。

（会 長）

ありがとうございました。多岐にわたった説明で、いろいろとご意見もあろうかと思いますが、ただいまの説明に対してご質問等ございましたら、どこからでもけっこうですので、よろしくお願いいたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（田中委員）

ご説明ありがとうございました。

施設概要について伺いたいのですけれども、こちら古い小学校を利用されているということで、1階に閲覧室があるわけですが、こちらはバリアフリーの観点から、例えば、足が不自由な方が車いすでいらっしゃった場合などには、この閲覧室はスムーズに利用できるの

しょうか。あとはお手洗いなど、そういう方が利用できるのかが気になりました。いかがでしょうか。

(事務局)

その辺、1階部分のバリアフリーについては、対応が設計的にはできております。ただ、2階に上がるという話になると。

(田中委員)

それは無理ですね。

(事務局)

なかなか大変だと。

(田中委員)

閲覧室に行ければ。

(事務局)

閲覧室とか、講座室とかは、バリアフリーを踏まえた計画には、一応なっております。

(田中委員)

どうもありがとうございます。

(会 長)

よろしいでしょうか。ありがとうございました。そのほかいかがですか。

(早川委員)

今の施設概要のところで、書庫がほぼ満杯で稼働するというようなお話だったのですが、恐らく外部倉庫や書庫などを活用されるかと思うのですけれども、どちらで、あるいはそちらの外部倉庫などの資料については、取り寄せで利用という形になるのかという点をお聞かせください。

(事務局)

簡単に言いますと取り寄せになるということでございます。場所は、今現在、使っております6か所の公文書分類センターの一部が、例えば、横越は公図などございますけれども、これは歴史文化課が管理する資料でございますので、例えば、こういったところが文書館にそれこそ移動した後、そこを使わせてもらいたいと考えておりますし、何か所か公文書分類センターのうちの現在使っているところの一部を分散的に使わせてもらって、そこから取りにいった閲覧対応するという形になるかと思えます。当初いわゆるワンストップサービスを最初に目指したのですけれども、これがなかなか難しいということになりまして、事前に時間を頂くとか、閲覧の申請から閲覧の日時まで準備の時間を頂き、来ていただくような形で対応していきたいと考えています。

(会 長)

その他、多岐にわたる説明でしたので、ほかにもご意見、ご質問等、またこの場は最初にお話がありましたように、何かを決定するという場ではなく、ご自由にこれから先のこうした館への期待や、また望むことというものをそれぞれのお立場からご発言いただければとも思いますので、そうしたこともありましたら、またぜひお寄せいただきたいと思います。いかがでしょうか。

それでは、私委員長からではありますが、一つご質問させてください。新潟市には、みなとぴあをはじめとした充実した博物館、あるいは各区に、それこそ北区には北区の郷土博物館等、

歴史資料に関しては類似のといえますか、歴史資料を保有する施設等があるわけですが、そうした施設等との連携、あるいはすみ分け等について、ご説明いただければと思いますがいかがでしょうか。

(事務局)

まず、みなとびあとの関係でいいますと、もともと同じ部分がありますけれども、所蔵者の意向が一番大事だと思っておりまして、例えば、みなとびあにぜひとも寄贈したい、あるいは新潟市のほうがいいといういろいろあると思うのですけれども、そういった所蔵者の意向に沿った形で寄贈先にしたところでもって管理していく。情報に関しては、また両方で共有しながらお互いに資料の貸し借りをするなりをしながら、保存、活用を進めていくという考え方で進めております。

各区の資料館の問題なのですけれども、これに関してもいろいろ難しいところもあるのですけれども、基本的にはまず、例えば、北区の郷土博物館や巻の郷土資料館や江南区の資料館など、もともとそこでもって活動されてきたり、そこで資料調査等を行いながら収集してきたところのものについては、そちらのほうで基本的に資料の管理をしていただくという形になります。連携という観点からしますと、やはりまだ少しそのところは十分ではなくて、今後、例えば、資料の貸し借り等は今でもきちんとできておりますので、今後また文書館ができてから連携のあり方を考えていきたいと考えています。

(会長)

そのほか委員の方々、ほかはいかがでしょう。

(田中委員)

今のご質問に関係することなので。

では、例えば物品といえますか、文書以外の物品が多いから博物館のほうを勧めるとか、あるいは博物館のほうで文書が中心だったら文書館のほうに勧めるといような区分でも特になんかというようないかな。つまり文書以外のものに関しても、保存の措置ということは十全になされるような体制になっているのかということとかかわってくると思うのですけれども、いかがでしょうか。

(事務局)

基本的に新潟市といえますか、県内の考え方だと思いますけれども、基本的には物と資料があったら、やはり一緒に保存する形が望ましいと考えていますので。

(田中委員)

それはもちろん、文書は分割するとよくないですからね。

(事務局)

ですので、それは状況によりますけれども、場合によっては、その性質などを見て、博物館のほうがいいかもしれないとか、文書館のほうに合っているかもしれないというところの判断はあります。そういったことで、例えば、場合によりましては、博物館と一緒に調査にでるといふこともありますので、そういう形の中で、最終的に博物館で面倒を見てくださいますという場合もございます。

(田中委員)

調査の段階でもすでに博物館と共同してやる。

(事務局)

ものの質によりまして、例えば、こういう役場文書みたいなものが来れば、歴史文化課の職員が行ったほうが良いという話になりますし、美術品などが相当多いとかという話になると、歴史文化課の職員も行くけれども、最終的に博物館の美術の学芸員と一緒に行ってどうするかという話もよくありますので、そういう対応はしております。

(会 長)

失礼しました。早川委員、よろしくお願いします。

(早川委員)

もう一つ、お願いいたします。今ほどのお話の流れとも絡むのですが、博物館、あるいは図書館などとの関係ということで、一般的にはMLA連携などといって、ミュージアムとライブラリーとアーカイブズが連携していくということが、現在、注目されつつあります。これからということでもありますけれども、よく行われているパターンとして、例えば、目録の情報などお互い共有して、閲覧者が来たときにほかの施設を紹介できるようにするのですとか、あるいはデジタル化されているものなどについては、わざわざ別の館まで行かなくてもこちらで見られますよとかというようなことをするなども行われているので、そういった取組みなども進めていただければと思います。

もう一点、調査についてのお話が出てまいりました。調査につきましては、例えば、所在確認調査などをすでになさってきているということでもありますけれども、この調査のスケジュールなども、ひょっとしたら博物館などと連携して、同じところに、1回目は物資料で調査に来て、2回目は紙の資料で調査に来てとかというようなことになると、所蔵者の方も大変かと思っておりますので、調査におけるスケジュールの連携というようなものも必要かと思っております。

最後に一つ質問なのですが、所在調査というのは、現在もこれはまだ続けられているのか。また、この所在調査についてよくあちこちで聞くのは、例えば、10年前のときにあった資料が10年後にはなくなっていましたというようなこともお聞きするので、そういった事態が市内では発生しているのかを教えてください。

(事務局)

毎年、実は続けておりまして、特に新潟市史で編さん時に調査して、そのまま一回もその後、消息がないところを中心にして、ずっと今、調査しております。今年は文書館の事務等で休んでおりますけれども、早川委員がおっしゃるとおりで、実は、毎年のように調査しますけれども、所蔵者と連絡が取れない。それから、所蔵者と連絡が取れても、資料を物理的に出すことができないとか、代が変わって、どこにあるか分からないというようなことで、実物の確認に至らない場合が3割くらいあります。今、全国的に非常に問題になっていることではあるのですが、その辺のところ、今後、どのようにさらに調査を進めるかということが、文書館ができてからまた検討していかなければいけないと考えております。

(早川委員)

ありがとうございました。3割くらい不明ということで、これも一般的に言われていますので、ご承知のように、引越、代替わり、建て替えが、資料がなくなる三大要因と言われていて、最近、若干出てきたのが、ヤフーオークションにかけると売れるかもと気づいちゃったということも出てきているようでございますので、やはり原本がなくなってしまうということは、市にとってもとても痛いと思いますので、この調査を今後も積極的に進めていただければと思います。

(事務局)

ひとことだけ、逆に家を取り壊されるので、見に来てくれないかということで調査に入って救われるという例も年に何回かあるということだけお伝えさせていただきたいと思います。

(会 長)

早川先生ありがとうございます。

(中村委員)

今、出たお話にも少ししかかわるのですけれども、41 ページ目のパワーポイントにもありますけれども、先ほどご説明の中にもありました、デジタルアーカイブズの話なのですけれども、現在このコロナ禍でやはり資料閲覧はなかなか難しく、大学等でも学生の資料閲覧等はかなり困難があるわけですが、新潟市においてデジタルアーカイブズの動きはどんな状況かということをお話いただけますでしょうか。

(事務局)

今、そこに向けて準備をしているところです。ただ、デジタルアーカイブズまでいけるかどうかということは、予算の問題等がございますので、まだ何とも言えないのですけれども、ただ、そこに向けての目録検索システム、あわせて全国のアーカイブズでつながるという国立公文書館と連携するということは、デジタルアーカイブズにも対応できるようにしなくてはいけないという部分がございますので、そこに向けた準備はしているということだけお伝えさせていただきます。

(渡部委員)

今、各地で台風などの災害によって浸水被害で、だいが博物館ですとか、修復に手間取っているところが出ておりますけれども、この文書館についてそういう浸水被害への対応というのはどのようになっておりますでしょうか。

資料も 50 万件もあるとバックアップを取ることは大変だと思うのですけれども、その辺の管理というのはどのように考えておられるのでしょうか。

(事務局)

今、太田小学校がなぜいいかと言いますと、あそこは砂丘の自然堤防のうえで、一応、あそこは福島潟放水路がなければ立地条件がいいところです。少し高いところなので。それもあって、ここにしたいという話になりました。前々の候補地の中には、街中の小学校ということもあったのですけれども、結局、そうしますと新潟の場合、すぐ浸水がきますので難しいと。逆に今度は砂丘の上の学校を狙ったら、考えることはみんな同じで、新設施設はそこが取り合いになりまして、ほかに負けてしまったということがありますので、基本的に高いところが一番いいのですけれども、その中でも豊栄の砂丘の中では、割と安定しているというところで考えているのが一つ。

それから、みなとびあのおきにも同じことをやったのですけれども、収蔵庫をなるべく上のほうに作るという考え方です。大事な資料を1階ではなくて、2階以上に置くということを考えたということなのですけれども、ただ、実際には器材の問題やいろいろな問題で1階に設置しなくてはいけない部屋もありますけれども、基本的な考え方として、2階以上のところに収蔵庫を設けるという考え方も対応策の一つと考えております。

(会 長)

よろしいでしょうか。そのほかご意見、ご質問等ございますでしょうか。

(伊藤委員)

この多岐にわたる業務がありますね。それを職員9名、そのうち事務方が2人ですので、7名が実際に動くということになるわけですか。それでマンパワーは大丈夫なのかということと、ボランティアの活用というものを考えていらっしゃるのかどうか。今後ボランティア養成とか、そういったものを視野に入れていらっしゃるようでしたら、ご説明をお願いしますでしょうか。

(事務局)

人員体制に関しては、もっと少ないです、専門で動くのは7人はいないです。5人なのか、6人なのかだと思いますけれども、まずそのところが非常に少ないということが一つありますので、これからできるだけ専門能力のある方に来ていただきたいということが一つあります。

それから、やはりおっしゃるとおりで、私どもも、資料整理ボランティアと文書館のボランティアをやってくださる方に期待しているところは大きいですので、今までなかなかできませんでしたが、今度は文書館ができたなら、古文書に限らず資料の整理等のボランティアの育成もできるような講座もやっていきたいと考えております。

(2) (仮称) 新潟市公文書管理条例(案)の概要について

(会 長)

かなり時間もたってきておりますが、ほかよろしいでしょうか。

それでは、引き続きまして、(2)の(仮称)新潟市公文書管理条例(案)の概要について、事務局からご説明をいただけますでしょうか。

(事務局)

歴史文化課の松本と申します。私のほうから、公文書管理条例につきまして、恐れ入りますがお手元の資料2に基づきご説明させていただきます。

こちらの条例は、市の公文書全般を所管しております総務部におきまして、来年2月の議会での制定を目指しまして、先月9月の議会で素案を報告したものでございますが、文書館の機能の根幹に係る内容が含まれておりますので、概略をご説明させていただきます。

冒頭、部長の長浜もごあいさつの中で触れさせていただきましたが、国においては公文書の管理について統一的なルールを定め、国民への説明責任を果たすことを目的に公文書等の管理に関する法律を制定し、地方公共団体に対しては文書の適正な管理に関する努力義務を規定したところでございます。市民に信頼される公正で透明性のある市政運営を進めるためには、市の諸活動を説明する責務を果たすことが重要であり、本市におきましても、文書館の整理と合わせ、文書が適切に保存され、市政を検証するために後世に残すべき重要な文書が文書館に移管され、適切に利活用されるよう、この公文書管理条例を制定するものでございます。

それでは、資料の左上の部分でございますが、条例の構成についてです。条例の目的や用語の定義の総則。現用文書に当たる行政文書の管理。文書館で取り扱われる特定歴史公文書の保存、利用等。そのほか雑則として職員の研修等の4章立ての構成となっております。

はじめにその右側、第1章総則ですが、条例の目的ということで、上の部分でございますが、公文書が、市の諸活動や歴史的事実の記録であり、市民共有の知的財産であることから、市民が主体的に利用し得るものであることを明記し、適正な管理、保存・利用等を図ることによつ

て、市の諸活動を現在及び将来の市民に説明する責任を全うできるようにするというものです。

その下の対象となる実施機関でございますが、情報公開条例や個人情報保護条例と同様にこちらに記載の機関を予定しております。市長、議会、教育委員会等を記載しております。

次の用語の定義ですが、行政文書とは職員が職務上作成、取得した文書であって、組織的に用い保有している保存期間内の現用の文書とし、また特定歴史公文書は保存期間を経過し、市政を検証するために後世に残すべき重要な文書として、文書館を所管する市長に移管されたものと、それぞれ定義いたします。この二つを合わせて公文書として総称します。

次に、表の中段になりますけれども、左側に行政文書の管理と書いてありますが、これにつきましては、実施機関が行うべき文書の管理につきまして、基本的な管理ルールを定めるものです。文書を①作成または取得し、②整理し、③保存し、保存期間満了後、後世に残すべき重要な文書は④文書館に移管し、それ以外のものは廃棄といった行政文書の管理の流れを左から右に示しております。

左側の①作成についてですが、市の諸活動を将来にわたって説明する責任を果たすため、経緯を含めた決定に至る過程や事務事業の実績を合理的に跡づけ、検証できるよう、文書を作成しなければならないと文書作成義務を明記します。ただし、事務の効率性を考慮し、処理に係る事案が軽微な場合は、例外として除くものとします。その横、②整理ですが、作成、取得した文書をファイリングし、保存期間満了時に移管すべきか、廃棄してよいものかをあらかじめ設定いたします。その横、③保存ですが、整理したファイル等を適切に保存するとともに、ファイル管理簿を調整し、公表します。文書の保存期間の満了後にあつては、④移管または廃棄ということで、こちらに記載のように後世に残すべき重要な文書は文書館に移管し、それ以外の文書については第三者機関である審議会の意見を聞くなど、廃棄までの手続きを規定します。

次に、表の最下段の左側、第3章特定歴史公文書の保存・利用等についてです。こちらが私ども、文書館にかかわる内容となっております。後世に残すべき文書として、実施機関から移管された文書などの文書館における取り扱いを規定するものです。現在においても、歴史文化課において保管している既存の歴史公文書は、閲覧等により市民の利用に供しており、同様に文書館で適切に保存し、市民からの請求に応じ、利用を決定いたします。また、個人情報など、非公開にすべき情報につきましては、作成時からの時の経過を考慮し、場合によっては請求者以外の第三者等に意見照会しながら、適切に利用等の決定を行います。この決定について、不服がある場合は、審査請求の対象となります。

その右側、第4章雑則です。職員に対し必要な研修を行うことのほか、出資法人及び指定管理者には、条例の趣旨に沿った適切な文書管理への努力義務を課すことなどを定めます。

最後に附則としまして、条例案が可決された後、令和3年10月1日から順次施行し、令和4年4月1日を全面施行と考えています。現在行っている事務取扱の流れが大きく変わるわけではありませんが、条例で公文書管理を行うことにより、公正で開かれた市民主体の市政のさらなる推進につながるものと考えております。

(会 長)

この素案の作成には、早川先生もこの間、かかわっていらっしゃったと伺っておりますので、早川先生から何か補足説明等ございましたら、お願いしたいのですけれども、いかがでしょうか。

(早川委員)

今ほどご紹介いただきましたように、公文書管理条例の検討部会にも関与させていただいております。ご説明いただいたような内容ではあるのですが、若干補足するとすれば、今回の資料2の中の上のほうの赤というか、オレンジというかの四角がついている公文書というところですが、この中の特に今回のこちらの協議会の対象である特定歴史公文書の定義でございますけれども、私の記憶では、市長（文書館）に移管されたもの以外にも、先ほども少し出てきた民間のお宅にあるものも、もう持ちきれないので文書館のほうで預かってくれないかと、文書館にあげたいのですけれどもという、いわゆる寄贈寄託資料というものも入っていたかと思いますが、これはそのように理解してよろしいでしょうか。

（事務局）

ありがとうございます。今、早川委員がおっしゃったように、こちらの資料では記載がはっきりしておりませんが、これから作ります条例の案文には、今、早川委員がおっしゃったように、行政文書で保存期間が満了し、移管を受けたもの以外に寄贈者等から寄贈ないし寄託を受けたものにつきましても、特定歴史公文書という形で定義づけの予定でございます。

（早川委員）

ありがとうございます。

その点ともう一点のところでございますと、公文書管理条例というものは、あちこちの地方公共団体も、まだ30個もないのですが、いくつか作られるようになってきました。国のほうでも、平成23年4月から公文書管理法を全面的に施行しているところです。とは言え、法律や条例を作っても、しっかり守らなければ捨てられてしまう。見つからなくなってしまうというのが国の例が一番分かりやすいでしょうか。ないと言ったものが出てきたりとか、いろいろなことをしているわけでございますが、そういったことを起こさないようにするために、この公文書管理条例の中では、職員らに対する研修というものをしっかりしましょうということがうたわれております。どうしても文書の管理は日常業務ですので、職員から見るといつもある文書に見えてしまうわけですが、市民から見ると、それがまた異なる見方ができるわけです。職員からすれば、たくさんある文書だから捨ててもいいように見えても、市民から見ればいやいやそれはというようなものもあると思いますので、そういった文書管理に対する意識を変えていただくような制度というものも含まれております。

補足としてはそれくらいでよろしいかと思えます。

（会長）

早川先生、ありがとうございました。

それでは委員の方々よりご質問等を承りたいと思いますが、いかがでしょうか。この管理条例もここで意見を聴取して決めるという話ではございませんので、ざっくばらんにご意見をお聞かせいただければと思います。

（田中委員）

何度も申し訳ありません。

第2章の行政文書の管理に関して伺いたいのですけれども、第一義的に保存期間満了時の措置については、原局といたしますか、ここでは実施機関がそれをまず定め、評価選別は第一義的には実施機関が行うという理解でよろしいですか。

そうした場合に、廃棄となったら、ここでは審議会の意見を聴取となっているわけですがけれども、この審議会というのは専門性のある方がいらっしやっているような審議会なのでしょう

か。それとも実際にそれを行うのは、例えば、歴史文化課の今、やっぺらっしやるのですよね、廃棄等に関しては。それを引き続き行うというような考えなのでしょうか。

(事務局)

ありがとうございます。公文書管理条例を担当しております総務部総務課の袖山と申します。わきから申し上げます。申し訳ありません。

まず、行政文書の保存期間満了の措置につきましては、新たに文書を作りますと同時に整理する段階におきまして、文書を作成した実施機関、いわゆる市長部局なら市長部局の職員、教育委員会であれば教育委員会の職員のほうで、この文書は果たして将来どのような管理、どのような保存期間をしていくのか、保存期間が過ぎたら歴史的に重要な文書になり得るのかどうかというところまでを判断して、あらかじめ設定していくというものでございまして、それぞれその文書の保存期間が参りましたら、歴史的な文書として位置づけたものであれば、それは移管するものでございますし、歴史的に重要でないかと判断したものであれば、廃棄の時期に、また改めて実施機関のほうで自ら判断をしつつ、文書館の意見を頂戴しながら、またその中でも文書館の意見を基に市長部局で判断して、またこれは第三者の意見に聞く必要があるものであれば、意見を聴取していくという形になります。

(田中委員)

三段階ということですね。つまり第二段階では、文書館の専門的、技術的助言を仰ぐというような形なのでしょうか。

(事務局)

今のところそのようなことを考えております。

(田中委員)

それは条例案を拝見する限り、そこについては文書館の専門的、技術的助言ということは書かれていなくて、審議会に意見を聞くと書いてあるのですけれども、それは運用上でやっていくということなのでしょうか。

(事務局)

そうです。運用の中で、そのように定義づけを今後、検討していきたいと思っています。

(田中委員)

どうもありがとうございます。もう一つあるのですけれども、また後で発言いたします。

(早川委員)

今ほどのお話との関係ですが、第二段階目で文書館の方が絡むということで、今ほどおっしゃっていただいたように、条例上、見えてこないというようなことなのですから、例えば、国の場合は、公文書管理法の中には、国立公文書館がチェックをすとか、アドバイスすることなどは出てこないのですが、国立公文書館法の方では、国立公文書館が専門的、技術的な助言ができますという規定が置かれているので、ひょっとすると新潟市のほうでも、今度の文書館条例の中で、そういった歴史的な文書全般についての専門的、技術的な助言ができますという権限を定めておくという整理のしかたもあるかと思いました。

(会 長)

早川先生、ありがとうございます。田中先生、もう一度、その他の質問を。

(田中委員)

何度も申し訳ありません。

もう一点ですけれども、今の移管に関しまして、また管理条例を実際に拝見いたしますと、条例の第5条に行政文書の整理で、別に定めるところによって、当該実施機関が行政文書について分類して名称をつけて、保存期間と満了時の措置に関しては設定するということなのですが、別に定めるところというのは何か別に作るのか、それとも別表みたいな形で表を付すのか、どちらなのでしょう。あるいはもうすでにそういう別表のようなものは設定されているのでしょうか。というのも、やはりその別表の部分、つまりこういうものに関しては何年保存で、その後に廃棄するとか、移管するとかというような別表の粗いところは、どうしても移管がうまくいかない。大事なものがどうしても流れてしまうというような現状があると思いますので、どちらなのかと思って伺いました。いかがでしょうか。

(事務局)

総務課の袖山でございます。

別に定めるところによるというのは、今のところ、規則または規程のほうで考えております。今、条例化する前の今の状況ですと、文書規程という訓令の中で保存期間を定めておりまして、それを基本に公文書管理条例の検討委員会でも意見をたまわりながら、制定していきたいと考えております。

(会 長)

そのほかご意見、ご質問等ございますでしょうか。

(伊藤委員)

たびたびすみません。

第4章の雑則のところですが、出資法人・指定管理者はと書いてあります。これは将来的には、管理を指定管理として考えていらっしゃるのかどうか教えていただければと思います。今、まだそこはあれでしょうか。

(事務局)

総務課の袖山でございます。

この公文書管理条例の中での指定管理者のくだりですけれども、こちらは今、将来の、指定管理施設を管理している指定管理者の文書管理についてのことで、そちらの指定管理者の文書管理についても、市の文書管理に準じまして、適正な文書管理をしましょうという努力義務を課すものでございまして、文書館そのものの指定管理という意味ではないです。

(3) (仮称)新潟市文書館の設置条例の骨子(案)について

(会 長)

ありがとうございました。そのほかはいかがでしょう。よろしいでしょうか。

それでは、引き続きまして、(3) (仮称)新潟市文書館の設置条例の骨子(案)について、また事務局よりご説明をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

(事務局)

続きまして、私から新潟市文書館条例の骨子(案)についてご説明させていただきます。恐れ入りますが、お手元の資料3をご覧ください。設置条例の骨子(案)ということで、左側に(仮称)新潟市文書館条例骨子(案)、また右側には参考までに札幌市の公文書館条例を記載しております。このいわゆる設置条例につきましては、文書館という施設を設置する目的や管理運営等について規定するもので、先ほど、ご説明させていただいた公文書管理条例と合わせ

て、来年2月の議会での制定を予定しているものです。今回は、その骨子（案）という形で、おおむねの記載項目を列挙したのですが、特に委員の皆様には文書館の基本理念や機能、役割に関する設置目的の部分や事業といった記載について、ご意見等いただければと思っております。

まず、冒頭一番上の設置の目的についてですが、先ほどの公文書管理条例の趣旨に則り、特定歴史公文書を適正に保存、利用に供するところを基本としつつも、平成25年の文書館の整備基本計画での文書館の基本機能として明記された調査研究活動や情報発信といった機能を踏まえて、この辺りは隣の札幌市には表現がない部分でございますが、3行目に本市の歴史を検証し、広く情報を発信するためといった文言を記載してあるところでございます。先ほど、長谷川がご説明させていただいたパワーポイントの資料1では、スライド番号では36番ないし37番のページになりますが、整備基本計画ではここに基本機能として四つの機能が挙げられておりますが、この辺りを踏まえて記載したといった考え方でございます。

恐れ入ります、資料3にお戻りいただきまして、その下の二つ目の○（マル）でございますが、事業の記載につきましても、この四つの基本機能に沿う形で記載しております。なお、文書館という名称につきましても、他の都市等では、公文書館という名称の施設もあるところですが、新潟市の館につきましても、公文書管理条例における特定歴史公文書の保存、利活用だけではなく、先ほどの機能や役割を持つことの思いを込め、分かりやすくという意味でも、文書館という名称がふさわしいと考えているところでございます。

その下、施設につきましても、新潟市の公の施設の条例には、市民が利用できる、いわゆる共用スペースにつきましても、条例で明記していることから、同様に規定するものです。ですので、文書館にはいろいろ居室がございますが、基本的には市民の方が利用しない職員の事務室ですとか、収蔵庫などは列記していない形となっております。なお、ここに記載の居室のうち、講座・映像室につきましても、文書館の事業で使わない時間帯、あく時間帯もできることが想定されますので、この時間帯につきましても、地元の方をはじめ、広く市民の方の活動に有効に使ってもらおうと各種の行事、集会等に利用できる旨を定めるものです。

その次の休館日、その下の開館時間につきましては、記載のとおりですが、こちらは他の政令市の状況などを参考にしているところでございます。他市の状況につきましては、恐れ入ります、資料3の次に資料3-1があるかと思いますが、こちらも参考にお配りさせていただいております。特に開館日につきましては、一番上の国の公文書館ですとか、札幌市の状況にならっているところがございます。開館時間につきましては、現在、先ほど冒頭に長谷川が、現在の状況をご説明させていただきましたが、現在、要綱では9時半から4時半までとなっているところでございますが、文書館として整備するにあたり記載の時間帯を定めるものでございます。

資料3、その下の利用の許可、またその下の利用の制限以降の項目がずらっと記載しておりますけれども、こちらは先ほどの講座・映像室の利用に当たりまして、必要な事項等も新潟市の他の公の施設の条例の書き方にならって記載する予定でございます。この辺りは、隣に記載しております札幌市など、そういった貸し室をされていないようですので、この辺りの条例のつくりは少し違っているところでございます。設置条例の骨子（案）のご説明は以上となります。

（会 長）

それでは、また委員の皆様からご意見、ご質問等をお願いいたします。いかがでしょうか。
(田中委員)

何度も申し訳ありません。

設置の目的はすばらしいと思いました。本市の歴史を検証しというところは独自性があってよろしいかと思われるのですけれども、その次の事業のところでも小さなミニマムお話で申し訳ないのですが、事業のところ、第1号と第4号のところ、特定歴史公文書を保存しと書いてあるのと、保存資料の公開・利用とあるのですけれども、保存資料と特定歴史公文書というのは、何か違いがあるのでしょうか。

(事務局)

一番上の特定歴史公文書につきましては、先ほどの公文書管理条例に基づく行政文書が保存期間を満了して文書館に移管されたもの。先ほど、早川先生におっしゃっていただいたプラス寄贈・寄託を受けたもの。そういった文書を指しております。4の保存資料につきましては、それ以外の保存する可能性のある文書を含めてといったところでございますけれども、こちらの今の条例の1から4につきましては、お配りしております平成25年の整備基本計画、先ほどのパワポの資料で言いますと36ページ、37ページですけれども、そちらの表現をなるべく今、踏まえるような形で記載しているところでございます。

(事務局)

歴史文化課長の遠藤でございます。

ただいまのご指摘、大変ありがとうございます。確かに特定歴史公文書ですと限定的なのですけれども、そのほかにも一般の保存文書というか、一般的な歴史資料等も私も、所蔵する予定でございますので、そのすみ分けというところもあるのですけれども、平易な言葉で分かりやすく保存資料と特定歴史公文書はなんたるかということを整理させていただければと思っておりますので、今のご指摘を踏まえまして、また私どもも修正案を考えていきたいと思っております。きちんと分かるようにするのが大事だと思いますので、保存文書とは何というところも。

(田中委員)

つまり新潟市の文書館には、特定歴史公文書とそのほかの文書というのが二本立てで保存されているような感じで、公文書条例というのは、特定歴史公文書以外にはかからないというような。

(事務局)

一般的な、例えば、他都市の公文書館には、きちんとした特例歴史公文書もあれば、言ってみたら図書館にあるような各地の資料等もございますので。

(田中委員)

参考資料みたいな。

(事務局)

参考資料みたいな感じです。そういったものも、大体、展示室にいろいろなものがあって、そういうものも一般的には置いてございまして、これだけではないよというところもあります。ただ、今のご指摘で重要なところは、きちんと整理するところが大事です。

(田中委員)

すみません、想像力が足りませんでした。ありがとうございます。

(会 長)

そのほかいかがでしょうか。

会長から恐縮ですが、先ほどの公文書管理条例のところでも早川委員よりご指摘がありましたけれども、歴史的な公文書以外の市民により寄贈・寄託を受けたりした歴史資料の条文の中での位置づけですよね。これが今、質問の焦点になっているかと思います。そうしたところを恐らく分かりやすいようにと田中委員もおっしゃっているのではないかと思います。私も同様に思いますので、その辺のところを成案には盛り込んでいただきたく思います。

(事務局)

ただいまのご指摘、非常に重要なところでございまして、正直申し上げますと、ここの特定歴史公文書とは何たるかというところは、私ども、条例案につきましても、総務部と私ども歴史文化課のほうでいろいろと議論を重ねてどのようにすればいいかということを重ねた結果でございまして、また、早川先生もご出席いただいた検討会議のほうでも、少しお時間を割いていろいろとご議論いただきましたし、早川先生からも、いろいろとご指導いただいたというところもございまして。いわゆる役所系の文書と市民の皆様から寄贈・寄託を受けた非常に価値のあるものをどのように融合させて、この条例で表現して、それをきちんとして保存・活用していくかというところを条例で表現するということが、今回の公文書管理条例の大きな一つ成果というところもございまして。それを私ども文書館のほうで、今度はハード面、またソフト面も含めていかに保存して、将来に向けて大切にしていこうかというところは、今度、館のほうの運営ということでございまして。言ってみれば、いろいろな目的を持った部署、そしてテーマを持ってこの条例を作ると。また、その運営を図るところでございまして、今のご指摘を踏まえて、私ども事務方のほうで条例の施行また運営に関してはきちんと丁寧に行っていければと思っております。

(会 長)

ありがとうございました。そのほかご意見等ございましてでしょうか。特に地元でいろいろとこの講座室など、利用するということがあろうかと思いますが、金子委員から何か、ご要望、ご希望のようなことがございましたら。

(金子委員)

お聞きしているだけでこの辺が整理できなくなってきました。また、おいおいと考えさせていただきますし、私が参加しなくても、専門家の方たちが一生懸命考えてくださることなので、特に今のところはあります。

(会 長)

この講座室等は、いわゆる公民館等と同様、地元の皆さんに利用していただけるようにと、そういう立て付けになっているかと思いますが、またそうした点でのご要望、ご希望等ございましたら、後ほどでもかまいませんので、お寄せいただければと思う次第です。そのほか、ご質問等はございませんでしょうか。

(早川委員)

すみません、一点確認よろしいでしょうか。

先ほどのスライド資料の施設の概要版と今の条例の骨子(案)の施設のところを見比べたのですけれども、骨子(案)のほうに展示室みたいなものはないのですが、施設概要案のほうは、展示室はなくて、展示準備室があるので、展示に関するところは、施設にはないの

ですか。

(事務局)

資料公開室というのが、展示室の機能を果たします。

(早川委員)

分かりました。そうすると展示準備室というのは、資料公開の準備室という意味合いですか。

(事務局)

そういうことです。簡単に申し上げますと、いわゆる一般の常設展示室や企画展示室があつて、そのための展示準備室がございますけれども、機能は同じことです。

(早川委員)

分かりました。施設概要案の閲覧室はどこにあるのですか。

(事務局)

閲覧室は1階です。

(早川委員)

分かりました。ありがとうございます。

(会 長)

ありがとうございました。そのほかいかがでございましょうか。ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

それでは、また今後とも皆さん、ご意見ございましたら、また個々にでも事務局の歴史文化課のほうにお伝えいただければと思います。限られた時間でございますので、これで議事を閉じさせていただきます、進行を事務局に戻したいと思えます。皆様、議事の進行にご協力いただき、ありがとうございました。

6 事務局あいさつ

(事務局)

原会長並びに委員の皆様方、長時間にわたり貴重なご意見、ご指導、ありがとうございます。

ここで、事務局の遠藤課長よりひとことごあいさつ申し上げます。

(歴史文化課長)

事務局の歴史文化課長の遠藤でございます。改めまして、皆様、本日は、貴重なお時間をちょうだいしまして、また早川先生、公文書管理条例に引き続き、リモート参加ということでございましたけれども、ご指導いただきまして、どうもありがとうございます。私のほうから最後にひとことごあいさつをさせていただければと思っております。

歴史文化課という部署でございますけれども、実はそんなに歴史がある部署ではございません。平成 11 年くらいにできた部署でございますので、比較的若い部署でございます。そして、施設面、これは新潟市が管理する施設でございますけれども、平成 16 年に今の歴史博物館がオープンしました。そして、平成 23 年に埋蔵文化財の総合的な基地である文化財センターがオープンいたしました。そしていよいよ来年、新潟市の文書館をオープンする運びということになったわけでございます。平成 16 年にオープンした新潟市の歴史博物館、実はうん十億円をかけて当時の市長がものすごい力を入れまして、華々しくオープンをさせていただいて現在に至っており、新潟市の基幹的な博物館として運営をさせていただいております。そして、平

成 23 年にオープンした新潟市の文化財センター、これは平成 13 年に合併しました新潟市と黒埼町との合併建設計画の一環で旧黒埼町のほうにうん十億円をかけてオープンさせていただきました。そして来年、今現在、新潟市の文書館が北区の太田小学校の跡地を利用して、私どもが改修工事をさせていただいております。今まで新潟市はたくさんお金を使いすぎて、大変残念ながら今回の予算は非常に厳しい中での予算ということで、これはオープンになっているので申し上げますと、今回、2 億 8,800 万円の改修工事の予算をちょうだいしまして、今年度、改修工事をさせていただきまして、来年度中にはオープンをさせていただきたいと思っております。

今日、事務局のほうでお話をさせていただきました長谷川主幹が来年度で定年退職の予定でございますけれども、長谷川主幹が定年までに間に合ったというところで、まさに生き字引として、今までのこの分野の第一線で頑張っていたいただいた職員でございます。ぜひとも、こちら限られた期間ではございますけれども、皆様のほうからいろいろご指導いただきながら、また私ども、長谷川主幹をはじめ、当課のスタッフもさまざまな知見を有させていただいております。限られた事業費、人員の中でございますけれども、よりよい施設をオープンさせていただければと思っておりますので、ぜひとも引き続き、皆様からのご指導を頂ければと思っております。本日も含めて、大変ありがとうございました。今後ともよろしく願いいたします。

7 閉会

(事務局)

最後に、次回の予定でございますけれども、まだ詳細は決定しておりませんが、12 月ころです。今回の(仮称)新潟市文書館条例の案文等について、またご確認いただいたり、ご意見等ちょうだいしたりということでお願いしたいと考えております。

日程などにつきましては、くわしくはまた後ほど、調整、ご連絡申し上げますので、よろしく願いいたします。

それでは、(仮称)新潟市文書館運営協議会第 1 回目は、これにて終了させていただきます。本日は、まことにありがとうございました。